

構造改革特別区域計画書 (変更後)

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下高井郡野沢温泉村

2. 構造改革特別区域の名称

湯の郷・野沢温泉どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

野沢温泉村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 野沢温泉村の位置

当村は長野県の北部に位置し、三国山脈を背にした国内有数の豪雪地帯として知られている。

村の北東側は高倉山の尾根境から毛無山東斜面にかけて栄村と接し、西側は千曲川(信濃川)を境に飯山市、南部は三国山脈傍系の毛無山の尾根を境に木島平村と接しており、毛無山を頂点として西の千曲川に傾斜し、海拔高度差は毛無山(1,650m)から、村北部の明石(300m)に及び山谷形で起伏の多い地形となっている。

(2) 野沢温泉村の人口(平成15年4月1日)

総人口……4,467人(男2,112人 女2,355人)

世帯数……1,325世帯

(3) 野沢温泉村の総面積(平成14年4月1日)

総面積…… 57.95km²(東西 9.1 km,南北 11.5 km,周囲 38.2 km)

宅 地…… 9.21km²(15.9%)

田 畑…… 2.8 km²(4.8%)

森 林…… 45.94km²(79.3%)

(4)周辺地域の特徴

千曲川沿いに広がる当地域の人口は当村と境を接する飯山市・木島平村・栄村とあわせても38千人である。当村の人口は昭和25年をピークに減少を続けており、構造は老年人口割合が29.8%と栄村・木島平村に続き3番目となっている。

地形は各市村とも山間部と平野部に分かれ、栄村の92.6%の森林面積率を筆頭に、木島平村が80.8%、当村79.3%、飯山市58.7%と地域の7割強が森林という山間地である。

このような地域の立地条件により、アジア大陸からの影響を受ける典型的な日本海側気候で、いずれも当村同様豪雪地帯として知られており平成14年度の最大積雪量は263cm、累計降雪日数は62日と3ヶ月間は雪に閉ざされた生活となる。

豪雪山間傾斜地という立地条件を生かし、本村は古くから温泉湯治場として栄えてはいたが、大部分の農家は冬季雪に埋もれ出稼ぎを余儀なくされていた。大正12年に野沢温泉スキークラブが発足しスキー場の開発とスキーヤーの誘致に努力するなど、温泉とスキーを中心とした村づくりが始まり、昭和38年にはスキー場が施設を含めてすべて村営となり、住民と行政が一体となった観光地開発が進み一層の充実が図られた。この頃より村内の豊郷地区の農家は民宿経営を始め現在に至っている。スキー産業は好景気に後押しされ右肩上がりで平成4年には年間延べ139万人が当村を訪れるまでになったが、以降急激に下がり続け平成13年には延べ81万人まで落ち込んでいる。(参考資料1:別表1)

全国的にも有名な野沢菜の発祥の地である当村の産業のもう一方の柱である農業は、やはり豪雪山間傾斜地により水稲単作地帯のうえかつ小規模経営で、農業粗生産額約10.2億円の内、栽培菌茸、米、野菜(野沢菜含む)の順で53%、26%、17%の比率であり、今後この基幹作物に加え地産地消で求められる特産品等の開発に取り組む必要がある。(参考資料1:別表2)

水稲作において平成16年産からの米政策改革において「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、プロ農業者などが産地の中核となり売れる米づくりを目指すという基本方針が示されている。当村豊郷地区においては農家民宿による小規模耕作が主体で自ら作った米・野菜でお客をもてなす地産地消が古くからの主体となっているが、景気低迷による観光客の減少及び米の消費量の減少等により米の余剰から集荷業者への出荷が増加している。

このような中、近年農業と観光を結びつけ地域の活性化を図る動きがあり、北信州みゆき農業協同組合(当時:いいやまみゆき農協)が平成4年頃から学校とタイアップし自然体験教室を開催したり、隣市の飯山市では菜の花と観光を結びつけ平成16年で第21回を数える「菜の花まつり」を開催し多数の観光客を集客し賑わいを見せている。当村でも農業と観光を結びつけようとする動きが見られ、グリーンツーリズムを主体とした村内有志の「あったかの郷」と言った団体が発足して集客を図っているが、行政においても農業と観光による立村を取り戻し地域の活性化を図るべく様々な手段を講ずることが急務となっている。

また、近年山際の農地を中心に耕作放棄が進み2000年農林業センサスでは25haを超え

る耕作放棄地が存在し、1990年との面積比較で118.9%と増加している。また、農業就業人口における高齢化率も平成2年の22.4%から平成12年現在で29.1%と増加しており、今後更に高齢化が進むものと思われる。農地の多面的機能を保持するため、耕作放棄地の解消が当村のもう一つの課題である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

当村においては、永い歴史の中から湯治場・スキー産業により多くの宿泊施設が生まれ、現在旅館24件・民宿316件程度あるがそのうち農業を営んでいるものは245件である。そのほとんどが水田面積15a程度の小規模経営である。このことを背景に野沢温泉村内において農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図る事を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては村の活性化に繋がる物と考える。

また、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地取得を可能にすることにより、遊休農地の解消や多面的機能の保持がはかられる。担い手不足の当村において当該法人を新たな担い手として捉えることにより、担い手不足解消の一手段としても期待できる。

なお、本特例により当該法人が民宿等経営法人の場合にも農地を取得できることになり、これによりグリーンツーリズムによる農業の体験を可能にする。更に、規模を拡大することにより、水田作物と畑作物の両方を体験させられ、法人経営においても多種多様な作物を自身で作ることができ、これを用いて来訪者をもてなすことにより地産地消も進むものと思われる。

これにより遊休農地を解消しつつ同時に農地の多面的機能の増進と効率的利用を進めることができ、またグリーンツーリズムによる都市と農村の住民交流を、より緻密なものとし多種多様な体験を生み出すことが期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

当村は、平成12年4月に住民と行政がともに手を携え、ともに知恵を出し合い、ともに汗を流してむらづくりを進めるための指針として「くつろぎと躍動が生きづく湯の郷・野沢温泉村」を目標に第4次野沢温泉村長期振興総合計画を定め地域の活性化に取り組んでいるが、長引く景気低迷の折、活性化の糸口が見えずにいるのが現状である。

構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、前述の長期振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものである。当村には、国指定重要無形民俗文化財にも指定され、日本三大火祭りにも数えられる「道祖神火祭り」をはじめとする祭礼で日本酒とは縁の深い土地柄でありまた民宿を営む農家が多数いることから、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り当村を訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客様との結びつきを強いものにする。

従来、スキー産業に頼りがちであった地域の活性化を根本から見直し、既存のリピーターに加え新たに当地域のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。

また、本計画により新たな農地の利用方法を提案することにより、今後更に増加が予測される担い手不在の農地の流動化を促進するものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

湯の郷・野沢温泉どぶろく特区は、これまで冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった地域の活性化を根本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた地域住民がグリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え自ら行動することにより低迷している活気を取り戻しグリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。

当村内には 25ha を超える耕作放棄地が存在するが、水田農業ビジョンによる担い手への農地の集積は集落が点在することから飛躍的な解消は見込むことが出来ない。農業生産法人以外のリース方式による農業経営参入を担い手の一部として捉えることにより、当面全耕作放棄地の 10%程度解消を目標として設定し農地の斡旋を進める事とする。また当該法人が民宿等経営法人の場合においては、リース方式により新たに農地を取得し農業に取り組むことにより、経営者独自の農業体験メニューを設定でき、更に自身で作った安心安全な作物を利用した地産地消が推進される。

このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものとする。

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 酒造好適米の研究事業

現在当村においては9割以上が主食用米のコシヒカリを作付けしているが、規制の特例を受ける主体と村農業技術者連絡協議会(構成団体:北信農業改良普及センター・北信州みゆき農業協同組合・北信農業共済組合・村農林建設課)が協力し、当特区内における濁酒製造のための酒造好適米の栽培についての研究を行う。

(2) 新規就農者支援事業

村営農支援センター(構成団体:北信農業改良普及センター・北信州みゆき農業協同組合・村農業委員会・村農林建設課)、村農業技術者連絡協議会(構成団体:北信農業改良普及セ

ンター・北信州みゆき農業協同組合・北信農業共済組合・村農林建設課)の機能を活用し、新規に就農する方を支援する。

(3)グリーンツーリズム推進事業

特区内における農家民宿をグリーンツーリズムの担い手とし、村内の宿泊業団体(旅館組合・民宿組合・宿泊業組合)、村観光協会、村商工観光課、村農林建設課で協力し、農作業体験メニューの開発を進めると同時にグリーンシーズンにおける誘客を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙(特定事業番号707)

1. 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

湯の郷・野沢温泉どぶろく特区内で、自ら生産した米等を原料として農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特区認定の日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

野沢温泉村全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより、活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農作業をすることにより、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

当村が推進するグリーンツーリズム事業の柱となる農家民宿により当地の農産物を原料とした濁酒を提供することにより農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進するため、酒税法第7条第2項の特例措置を講ずる。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(1)

名 称	有限会社 山ぼうし 代表者 小島 淳 民宿「山ぼうし」
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区) 0269-85-1787
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「山ぼうし」 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 小島 淳 生産場所: 新たに農地を取得し新規就農予定 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(1)

対象者	有限会社 山ぼうし 代表者 小島 淳 民宿「山ぼうし」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区)
意見を聞いた日時	平成16年1月22日午前9時
意見の概要	飯田市の707構造改革特区認定・酒造免許申請を知り、自身でも研究した結果、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため取り組んでみたいので村において濁酒による構造改革特区を申請して欲しい。但し農地を所有しておらず米については借地により水稲作付を考えている。
意見に対する対応	村公報により特区のアイデア募集をしたところ本対象者よりどぶろく特区の提案があった。村総務課において 11/7 に当人を訪問し特区認定がされた後の酒造免許申請手続き等について説明をしたところ、自身でも手続き等について研究をしてみたいとの回答を得た。 上記1/22に村総務課・農林課を訪れ正式に取り組みたいとの申し入れがあり、今後農林課で対応する事とする。当人以外からも同様の問い合わせが数件あったので、長野県北信地方事務所・長野県北信保健所・長野税務署・関東信越国税局の協力を得て2/19 当村役場会議室において「どぶろく特区」の説明会を開催する。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(2)

名 称	森 幸一
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 0269-85-2279
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称:民宿「銀 嶺」 住所:同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名:森 幸一 生産場所:新たに農地を取得し新規就農予定 米こうじ:購入 購入先:中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名:小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所:飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(3)

名 称	池田 稔
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 0269-85-2580
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「まさぞう」 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 池田 稔 生産場所: 下高井郡野沢温泉村大字豊郷字岡ノ峰他 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河 廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(4)

名 称	有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 0269-85-2241
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「ふるさと」(農林漁業体験協会登録民宿) 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 西方 清 生産場所: 下高井郡野沢温泉村大字豊郷字岡ノ峰他 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河 廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(5)

名 称	有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河 廣」
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 0269-85-2458
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「河 廣」(農林漁業体験協会登録民宿) 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 河野 廣 生産場所: 下高井郡野沢温泉村大字平林字梨田他 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(6)

名 称	佐藤 満雄
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 0269-85-3326
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「喜楽荘」 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 佐藤 満雄 生産場所: 下高井郡野沢温泉村大字前坂字蟹沢他 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(7)

名 称	河野 春夫
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 0269-85-2481
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称: 民宿「金四郎屋」 住所: 同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名: 河野 春夫 生産場所: 下高井郡野沢温泉村大字豊郷字岡ノ峰他 米こうじ: 購入 購入先: 中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名: 小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所: 飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(707)

(8)

名 称	富井 金一
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区) 0269-85-2223
概 要	<p>1 自己の営業場・酒類の製造場 名称:民宿「ユートピア」 住所:同上</p> <p>2 製造する酒類の種類 その他の雑酒「濁酒」</p> <p>3 製造方法 米の生産者名と生産場所 生産者名:富井 金一 生産場所:下高井郡野沢温泉村大字豊郷字泥ノ木他 米こうじ:購入 購入先:中村 正(下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9752-5) 杜氏の氏名・住所 氏名:小林 健二(元高水錦酒造(株)杜氏) 住所:飯山市大字静間 1925</p> <p>4 申請の理由 景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供することにより、旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(707)

(2)

<p>対象者</p>	<p>森 幸一 民宿「銀嶺」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9673(秋葉地区) 池田 稔 民宿「まさぞう」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6782(新田地区) 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 民宿「ふるさと」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 民宿「河 廣」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 佐藤 満雄 民宿「喜楽荘」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6583(中尾地区) 河野 春夫 民宿「金四郎屋」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6741(新田地区) 富井 金一 民宿「ユートピア」 下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9546(松葉地区)</p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年2月19日午後3時30分「どぶろく特区説明会」終了後</p>
<p>意見の概要</p>	<p>2/19「どぶろく特区説明会」の説明を聞き、自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

1. 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1)湯の郷・野沢温泉どぶろく特区内で特区の認定を受けて上記1の特定事業の用に供するため、農地所有者から所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する町村又は農地保有合理化法人

(2) 湯の郷・野沢温泉どぶろく特区内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人から農地等の貸付を受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特区認定の日

4. 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

農地等を貸し付ける主体は上記2(1)に記載の町村又は農地保有合理化法人とする。

農地等の貸付を受ける主体は上記2(2)に記載の特定法人とする。

(2)事業が行われる区域

野沢温泉村全域

(3)事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日以降

(4)事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、農業生産法人以外の法人が町村又は農地保有合理化法人より上記1の特定事業の用に供するため、農地等の貸付を受けて農業に参入することにより遊休農地の解消と共に農地の多面的機能を保持することが期待できる。

なお、町村は、特定事業の実施により耕作事業を行う農業生産法人以外の法人と構造改革特別区域法に基づく協定を締結し、その耕作事業の適性かつ円滑な実施を確保することとする。なお、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる法人には、農業(企画管理業務も含む)に常時従事する役員を一人以上おくこととする。

また当該法人が民宿等経営法人である場合は来訪者と共に農業を楽しむことが出来る。更に、米を作り酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出し、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。

5. 当該規制の特例措置の内容

2000年農林業センサスにおいて当特区内には25haを超える遊休農地が存在し、1990年との面積比較で118.9%の伸び率である。

また、農家人口(下表)及び住民の年齢別人口(参考資料2)を見ると、高齢化率が28%を超えており、今後更に高齢化が進むものと思われる。村内には水田農業ビジョンにおいて担い手とされる者が8名(内訳:法人1、組合3、個人4)いるが、水田を含む集落が点在し担い手においてすべてをカバーするに至っておらず、今後も飛躍的な集積は見込めないと思われる。この事からも、農業生産法人以外の法人を新たな担い手として捉え当該法人が遊休農地等の農地を取得し、農業経営に参入することにより、遊休農地の解消と共に農地の多面的機能の保持することが期待できる。

さらに、当該法人が民宿等経営法人の場合においては農地等の貸付を受けて農業に参入しグリーンツーリズム事業の柱となる農家民宿となり、当地の農産物を原料とした濁酒を提供し、農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進することになると期待できるため、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。

農家人口と経営耕地面積

年次	農家人口 (単位:人・%)				経営耕地面積 (単位:a・%)			備考
	農家数	人口	65歳以上	高齢化率	計	耕作放棄地	比率	
2	544	2,365	529	22.4	35,211	2,152	5.8	
12	473	2,061	600	29.1	28,050	2,559	8.4	

(注) 耕作放棄地面積率(%) = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

資料: 農林業センサス

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(1001)

(1)

<p>名称</p>	<p>有限会社 山ぼうし</p>
<p>住所</p>	<p>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区) 0269-85-1787</p>
<p>概要</p>	<p>1 自己の営業場 <u>名称: 民宿「山ぼうし」</u> <u>住所: 同上</u> <u>代表者: 小嶋 敦</u></p> <p>2 法人経営の内容 <u>宿泊業</u></p> <p>3 農業の経営方法 <u>農業に常時従事する役員</u> <u>小島 淳</u> <u>農業に従事する予定期間</u> <u>150日/年</u> <u>農業に従事する場所</u> <u>新たに農地を取得し新規就農予定</u> <u>借受面積、作付作物(予定)</u> <u>30aを借受け、水稲・野菜を生産する予定</u></p> <p>4 申請の理由 <u>景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供するため、特区内にある遊休農地等を借り受け農業を経営し旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</u></p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(1001)

(2)

<p>対象者</p>	<p>有限会社 山ぼうし 代表者 小嶋 敦 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区)</u> 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区)</u> 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区)</u></p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年11月29日午後1時30分、役場203会議室</p>
<p>意見の概要</p>	<p>10/13「もみじキャラバン」での個別相談の結果を聞き、民宿経営をしている法人として遊休農地等を借り受け農業に取り組んでいきたい。また農産物を利用しグリーンツーリズムにも取り組み、自家製の米を使い自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(1001)

(2)

名 称	有限会社 ふるさと
住 所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区) 0269-85-2241
概 要	<p>1 自己の営業場 <u>名称: 民宿「ふるさと」(農林漁業体験協会登録民宿)</u> <u>住所: 同上</u> <u>代表者: 西方 清</u></p> <p>2 法人経営の内容 <u>宿泊業</u></p> <p>3 農業の経営方法 <u>農業に常時従事する役員</u> <u>西方 清</u> <u>農業に従事する予定期間</u> <u>150日/年</u> <u>農業に従事する場所</u> <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷字岡ノ峰他、その他新たに農地を取得し</u> <u>新規就農予定</u> <u>借受面積、作付作物(予定)</u> <u>30a を借受け、水稻・野菜を生産する予定</u></p> <p>4 申請の理由 <u>景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供するため、特区内にある遊休農地等を借り受け農業を営み旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</u></p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(1001)

(2)

<p>対象者</p>	<p>有限会社 山ぼうし 代表者 小嶋 敦 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区)</u> 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区)</u> 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区)</u></p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年11月29日午後1時30分、役場203会議室</p>
<p>意見の概要</p>	<p>10/13「もみじキャラバン」での個別相談の結果を聞き、民宿経営をしている法人として遊休農地等を借り受け農業に取り組んでいきたい。また農産物を利用しグリーンツーリズムにも取り組み、自家製の米を使い自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況(1001)

(3)

名称	有限会社 河広屋
住所	下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区) 0269-85-2458
概要	<p>1 自己の営業場 <u>名称: 民宿「河 廣」(農林漁業体験協会登録民宿)</u> <u>住所: 同上</u> <u>代表者: 河野 廣</u></p> <p>2 法人経営の内容 民宿業</p> <p>3 農業の経営方法 <u>農業に常時従事する役員</u> 河野 正徳 <u>農業に従事する予定期間</u> 150日/年 <u>農業に従事する場所</u> 下高井郡野沢温泉村大字平林字梨田、その他新たに農地を取得し新規就農予定 <u>借受面積、作付作物(予定)</u> 30a を借受け、水稻・野菜を生産する予定</p> <p>4 申請の理由 <u>景気低迷の折り、地域を訪れる客とともに農作業を楽しんだり、自ら生産した米を用いて濁酒を製造し、地域を含め自身の経営する民宿を訪れる客に提供するため、特区内にある遊休農地等を借り受け農業を営み旅の付加価値を高め宿泊客等の拡大と経営の安定化を図り、地域の活気を呼び戻すために申請する。</u></p>

4 法第4条第3項の規定により聞いた意見の概要(1001)

(2)

<p>対象者</p>	<p>有限会社 山ぼうし 代表者 小嶋 敦 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7885-6(大湯地区)</u> 有限会社 ふるさと 代表者 西方 清 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 6556(中尾地区)</u> 有限会社 河広屋 代表者 河野 廣 <u>下高井郡野沢温泉村大字豊郷 7819(大湯地区)</u></p>
<p>意見を聞いた日時</p>	<p>平成16年11月29日午後1時30分、役場203会議室</p>
<p>意見の概要</p>	<p>10/13「もみじキャラバン」での個別相談の結果を聞き、民宿経営をしている法人として遊休農地等を借り受け農業に取り組んでいきたい。また農産物を利用しグリーンツーリズムにも取り組み、自家製の米を使い自家製の濁酒を宿泊客に振る舞い付加価値を付けるため自分でも取り組んでみたいとの申し入れがある。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>申し入れを聞き、村としての今後の予定を知らせる。</p>